



Title	曹洞宗の近世的寺院の成立（二）
Author(s)	圭室, 文雄
Citation	明治大学教養論集, 481: 33-49
URL	http://hdl.handle.net/10291/14871
Rights	
Issue Date	2012-03-31
Text version	publisher
Type	Departmental Bulletin Paper
DOI	

<https://m-repo.lib.meiji.ac.jp/>

曹洞宗の近世的寺院の成立（二）

圭室文雄

「明治大学教養論集」第四六〇号に同名の論文を掲載したが、今回はその続編である。今回の史料は石川県輪島市門前の大本山總持寺能登祖院に残る「播州姫路瑞松山景福寺末寺帳」（「寺院本末帳」No. 70）である。前回とはやや地域を変えて近世的寺院の成立を検討してみたい。

景福寺は兵庫県姫路市景福寺前にある曹洞宗の寺院である。本尊は釈迦如来、開創は明徳二年（一三九一）、開山は通幻寂靈、開基は平尾豊後守、中興開基は池田輝政、天正年中兵乱を避けて姫路坂田町に移り、寛延二年（一七四九）姫路藩主松平大和守朝矩の帰依を受け、現在地に移る。延享四年（一七四七）「曹洞宗寺院本末帳」によれば、末寺五か寺、現在は本堂のほか靈堂・地藏堂・観音堂・山門などがある。

ところで、近世初期の寛永一〇年（一六三三）に各宗本山から幕府に提出された寺院本末帳は現在国立公文書館内閣文庫に所蔵されているが、その内曹洞宗のものは八冊残っているが、まず下総国総寧寺は二冊で、末寺数一四六一か寺、遠江国可睡斎は三冊で、末寺数一〇八四か寺、武蔵国龍穩寺は一冊で末寺数六八七か寺、相模国宝泉寺は一冊で、末寺数一一二か寺、武蔵国龍淵寺は一冊で、末寺数は一八か寺、合計三三六二か寺である。

これらの寺院本末帳で末寺が分布する主な地域を見ると、総寧寺は甲斐国三二三か寺、相模国二九一か寺、伊豆国一九一か寺、武蔵国一八四か寺、常陸国一四五か寺が目立つところで、この五か国で全体の約七七%を占めている。可睡齋は遠江国と駿河国に集中しており、両国分で可睡齋末寺の約九八%を占めている。龍穩寺では武蔵国三一五か寺、上総国一四四か寺、上野国九二か寺が多いところで、この三か国で全体の八〇%をしめている。宝泉寺では相模国・武蔵国の二か国で約七五%を占めている。龍淵寺は武蔵国が圧倒的に多い。

以上検討してみたが、曹洞宗全体の寺院本末帳でもう少し広い範囲で考えてみると関東・東海・甲斐国の合計で三二五九か寺を占め、全体の九七%に達する。やや時代はさがるが延享四年(一七四七)曹洞宗寺院本末帳の合計末寺数は一七五六七か寺であり、これに対して寛永一〇年(一六三三)の寺院本末帳は、三三六二か寺のみしか記されておらず、その約一九%にしか過ぎない。

寛永一〇年寺院本末帳を作成した当事者も寺院本末帳の奥書でその不備を指摘している。たとえば可睡齋友康は「このほか寺中ばかり寺数多く御座候」とし、総寧寺良尊は「この末派日本国中あまたこれあり、ゆえにこれを記さざるものなり」と記しているし、龍穩寺春道は「この末派日本国中あまたこれあり、然りといえども、いまだその在所を知らざるゆえ、皆これを記さざるものなり」としている。これらのことから寛永一〇年の段階ではそれぞれの寺院が末寺を十分把握していない様子が伺える。それゆえこの段階での寺院本末帳が不完全なものであった事がわかる。

また曹洞宗はこの時期宗内で大きな問題を抱えていた。両本山といわれる永平寺と總持寺がそれぞれの収入源であった転衣僧の獲得をめぐる対立抗争を続けていた時期であり、とりわけこの事件で永平寺住職は遠流に処され、無住の時期でもあった。それゆえ曹洞宗全体の末寺に対して本山の威令が行き届く状態ではなかった。そのことで曹洞宗教団全体の寺院本末帳が作成できなかった。そのため触頭格の寺院である総寧寺・龍穩寺・可睡齋が関東・東海とその周辺

の寺院を書き上げたものと言える。また江戸に近い宝泉寺・龍淵寺が寺院本末帳を提出したものである。

さて、ここで取り上げるのは「播州姫路瑞松山景福寺末寺帳」である。幕府が寛永一〇年に命じた折の寺院本末帳には景福寺は入っていないが、その二年後に作成されているのに意義があるので取り上げることにした。この史料には大別すると三つの史料が含まれている。①寛永一二年(一六三五)丹波国天田郡福知山町(京都府福知山市寺)久昌寺住職韓鯨から景福寺にあてた「瑞松山景福禪寺末山之覚」(写)、②寛永一六年(一六三九)同じく久昌寺韓鯨から景福寺にあてた「景福寺末寺書上」(写)、③やや時代はさがるが「古牒之外」と題する元禄九年(一六九六)の「景福寺末寺書上」の三点である。なお①②の史料の差出人のところが久昌寺となっているのは、実は久昌寺は丹波国にあるがこの地域の僧録寺でもあったため、一応景福寺から末寺書上を提出させ、確認し、本末関係を強化するための文言を加えて、再度景福寺に差し戻した史料である。ところで一六六〇年代になるとそれまでは僧録寺がなかった播磨国にも僧録寺が置かれることになり、この景福寺が僧録寺院に昇格している。それゆえ寛永一二年〜一六年の段階ではこの地域で丹波久昌寺が播磨国も支配地域としていたことを示している。

僧録寺とは最初大本山總持寺が末寺支配を強化するため、寛永六年(一六二九)全国に五六か寺設置したのに始まる。地方のそれぞれの有力な寺院を一か国あるいは数か国に一か寺程度を僧録寺院とし、曹洞宗内の其の地域での寺院相互間に起こった問題を処理する機関であった。一方では曹洞宗内における總持寺の勢力を拡大する意図もあった。ところが一六六〇年代になると、僧録寺院は曹洞宗触頭となった関三箇寺(総寧寺・龍穩寺・大中寺)の支配下におかれ、政治的な本末制度として機能していくことになった。この段階では僧録寺院は全国に約一六〇か寺設置され本末制度が強化されていった。

それではまず①の史料から紹介してみよう。

① 「瑞松山景福禪寺末山之覚」(写)

神東郡影(蔭) 山龍陽山

同郡同郷

同郡同郷

同郡八千草(種) 郷

同郡川延郷

同郡せ加(世賀) 郷

同郡牛尾郷

同郡粟加(賀) 郷

同郡吉殿(富) 郷

神西郡小田原(小田) 郷黄梅山

同郡同郷

同郡高朝田郷

同郡寺前郷

賀(加) 西郡在里田郷河上山

同郡北条(横尾) 郷

同郡高室郷

円通寺 判

善寿庵 判

福林寺 判

嶺雲寺 判

永勝寺 判

福林寺 判

福泉寺 判

吉祥寺 判

即心庵 判(改長泉寺)

大林寺 判

遊泉庵 判(涌)

林光庵 判(改林昌寺)

慶春庵 判

清久寺 判

休学寺 判(久)

楽法寺 判

西福寺 判

同郡下里 (尾崎) 郷祝融山

同郡劔坂郷

同郡山下郷

飾東郡作良和郷

同郡姫路

印南郡福井 (居) 郷西来山

同郡牛谷郷長谷山

同郡阿弥陀宿

同郡神吉郷

同郡芝村

同郡池尻

同郡宿村 (小畑)

同郡菓栗郷

加古郡岡村

飾東郡東山村

多聞寺 判

明言寺 判 (妙巖)

正禪庵 判 (寺)

吉祥寺 判

善福寺 判

安養寺 判

妙泉寺 判

福寿庵 判

真福寺 判

東林庵 判

地藏寺 判

長楽寺 判

長慶寺 判

清久庵 判 (寺)

海久庵 判 (寺)

右汲一溪之流 (派) 末流 (派) 之寺庵、奉門主崇仰者宗門繁興成者也、自今以後違背本寺自 (寺) 庵破却、則宗門之惡逆罪過未天仰之沙門、空送年月於深可全其旨者也、若於此旨違犯者、宗門法度可難免者也。仍如件

皆寛永拾貳乙亥曆 十月五日

妙光山久松寺(昌)

看司韓鯨在判

拜上 景福寺江 侍衣御申上

右之通り之書物当寺ニ御座候、此内休学寺一ヶ寺ハ当寺先住代子細御座候て、丹波水上円通寺末寺ニ罷成候、即心庵今ハ改長泉寺、林光庵今ハ改林昌寺、慶春庵・吉祥寺・福寿庵三ヶ寺今ハ縦跡無御座候

この史料で景福寺の末寺が三二か寺あったことがわかる。そして末寺名を詳細にみてみると、○○庵という寺名が一〇か寺ある。全体のほぼ三分の一にあたる。本来村にあった堂宇や寺庵を急ぎ寺院に昇格させている様子がうかがえる。何故なのかについてみると、実は寛永一二年(一六三五)は幕府がキリシタンの禁圧を強化するため、寺社奉行を設置し、その下に各宗の触頭寺院を通じて全国の寺院に対して寺請証文の作成を命じた年である。それゆえ全国各地で寺院がない村では本来村にあった堂庵を寺院に昇格させて、そこへ僧侶を定住させ寺請証文を作成させる方法がとられた。これがこの段階で寺院が増した原因である。ここでみる○○庵はつまり寺院への成立過程と考えてよい。仏教諸宗派の中で堂庵から寺院へ昇格させることに最も積極的だったのは一向宗の東本願寺派や西本願寺派であった。曹洞宗においてもこれに追従して堂庵から寺院への昇格をはかっていた。近世的な寺院の昇格過程は前の論文の新宮藩の場合で明らかにしたように○○堂や○○庵から○○寺となる、つまりこの史料に登場する○○庵は寺院に昇格する過程を反映した存在と見ることができると、

次に奥書をみてみよう。かな交じりにしてみると、(以下同じ)

右一溪の流派にくみする末派の寺庵、門主を崇仰したてまつる者は、宗門の繁興なる者なり、今より以後本寺に違背する者は寺庵を破却す、すなわち宗門の悪逆罪過、未だ天を仰がざるの沙門、むなしく年月を送らず、深くその旨をまっとうすべきなり、もしこの旨に違犯する者は宗門の法度をまぬがれがたかるべきなり、

とあり、やや文章に難はあるがその趣旨は、曹洞宗に属する寺院は門主(本山の禪師)を崇敬すべきであり、そのことが宗門の繁栄につながるとし、さらにこれまで統制がとれていなかった曹洞宗寺院本末関係を強化することを示して、違犯した者への罰則を定めている。また新しく加わった寺庵に対しても本寺の命に服従すべきことを強調している。曹洞宗では末寺に対して寺請証文の業務が幕府より義務付けられた政策に乗じて、曹洞宗の本山側が末寺の把握に努め、本末制度の強化に乗り出してきたことを明らかにしている史料である。この地域の僧録寺院である久昌寺から布達されている点が目につくと言えよう。つまり本末関係の形成と新寺の承認は僧録寺院の許可が必要であったことを示す史料である。

なお又追書として、景福寺は次の如く記している。第一に、休(久)学寺が先住の段階で丹波国水上郡御油村(兵庫県丹波市氷上町御油)円通寺の末寺になったこと、第二に、即心庵は長泉寺に、林光庵は林昌寺にそれぞれ寺名を改めたこと、第三に、慶春庵・吉祥寺・福寿庵の三か寺はこの段階で跡かたもなくなっているので追跡できないこと、などとしている。結果としてこの段階での景福寺の末寺数は二八か寺ということになる。次に②の史料をみてみよう。

② 「景福寺末寺書上」(写)

福田寺

泉福寺

觀音寺

圓長寺

延命寺

横倉寺(蔵)

常住寺

觀音寺

鳴合寺

威徳院

朝日寺

大通寺

寶聚寺

護生寺

向本寺

先年從能州大本寺妙高庵寓当寺一国之捨祿(僧録)被仰付刻、貳拾四万石之吾宗改本末處、此十五箇寺何方共本寺無之間甲斐守(本多政朝)様江遂御披露候得者、可為当(貴)寺末寺之旨被仰出候、応其意本末之契約令申處歴然也、然二今度就御国替、件之寺庵共為貴阜末寺儀各々申渡処決定也、自然以來違背之徒於有之者、急度宗門法度可被仰付者也、仍悉達如件

于時寛永十六己卯曆三月十三日

久松寺(昌)

海岩鯨叟 在判

進上 景福寺 衣鉢閣下

右之通り之書物当寺二御座候、此内鳴合寺・威徳院二ヶ寺、今ハ縦跡無御座候

奥書のところをみると「先年能州大本山妙高庵よりたまたま当寺が一國の僧録に仰せつけらるるの刻」とある。これは丹波国久昌寺が寛永六年(一六二九)播磨國の僧録寺院に任命されたことを指している。その折大本山總持寺の輪番寺院である五院の一つ妙高庵(通幻派本山)から任命されたとしている。ついで「貳拾四万石の吾宗本末あらためのためところ、この一五か寺、いずかたとも本寺これなきあいだ、甲斐守様え披露を遂げ候得者、当(貴)寺末寺たるべきの旨仰せ出だされ候、その意に應じ本末の契約申せしむるところ歴然なり」と、二四万石は姫路藩を指すものと思われるが、ここに書かれた石高は間違いで、この時の姫路藩の石高は一五万石である。ところで姫路藩が寛永一二年以降本末改めをしたおり、この書き上げの一五か寺はいずれも中本寺をきめていなかったので、姫路藩主本多甲斐守政朝の許可を得て景福寺の末寺にしたとしている。その後については「然るにこの度御国替えについて、件の寺庵ども貴阜(山)末寺の儀各々え申し渡すところ決定なり、自然以来違背の徒これあるにおいては、きつと宗門法度仰せ付けられるべきものなり」とあり、この度(寛永一六年三月三日)姫路藩主本多政勝が大和郡山藩に転封のため、この一五か寺は景福寺末寺になるように申し付けたので、もし景福寺に違背するようなことがあれば、曹洞宗の掟に従って処分をするようにと申し渡している。ここでは新たに成立した一五か寺を僧録のみの判断ではなく藩主に届けて承認をえたとしている。

追書として一五か寺のうち鳴合寺と威徳院の二か寺は跡かたもわからず追跡不可能ととしている。結局残ったのは一三か寺ということになる。

以上①②の史料を通じてみると、末寺を取り立てていく過程でとりあえず国僧録である久昌寺の承認が必要であるので、景福寺から末寺にする寺名を書き出し、その後地域の中本寺（この場合景福寺）へ末寺として編入させている過程が明らかである。

次に③の史料をみてみよう。

③ 「古牒之外」〔景福寺末寺書上〕

福勝寺

当寺十一世大桂和尚初開之地、当寺末寺ニ紛無御座候

永通寺

中絶之地当寺十六世月閑和尚代建立、其時より当寺末寺ニ罷成候

医王寺

古来より当寺末寺ニ紛無御座候へトモ、何連之時代末寺ニ成候哉知連不申候

常泉寺

古来寺御座候へとも、何派とも知連不申候処、当寺十六世月閑和尚代前任悦元首座遂願、当寺末寺ニ罷成候

法幢寺

古来寺御座候得共、何派とも知連不申候処、当寺十六世月閑和尚代、前任春覚首座より遂願、当寺末寺ニ罷成候

圓福寺

当寺十四世然室和尚時代より当寺末寺と申伝候

常福寺

古来より寺有之、数代之住持候得共、何派共知連不申候処、当寺十六世月閑和尚代、前任源松首座遂願、当寺末寺へ罷成候

總持院

当寺九代伝心和尚嗣法傍出道廣長老開關住山之地ニ而御座候後平僧地ニ成り、前任祖珍時より当寺末寺ニ成り、其次乾刹首座五十年余住持地、当寺末寺ニ紛無御座候

東泉庵

当寺十四世然室和尚時代より当寺末寺ニ紛無御座候、末寺帳之外別紙ニ見へ申候

阿弥陀寺

古来寺御座候得共及頽破、現住春禪祐建立、拙僧代当寺末寺ニ罷成候

金剛寺

古来寺御座候へとも、何派共知連不申候処、禅徹僧住持之節遂願、拙僧代当寺末寺ニ罷成候

法泉寺 (宝)

古来寺御座候得共、何派共知連不申候処、其現住悦元僧遂願、拙僧代当寺末寺ニ罷成候

一、右古来之末寺帳并帳外之末寺御座候ハ、其末寺ニ成候時代書付指上候様ニ、御本山御使僧慶徳寺被仰付候間、

如斯二御座候

元禄九 丙子歳十二月十九日

播州姫路 景福寺 宣瓊(印)

末寺捨代 福勝寺 融堂(印)

同 常住寺 良寅(印)

御本山

御役者中

この史料は②の史料である寛永一六年(一六三九)以降、この③史料が作成された元禄九年(一六九六)までの間に開創された寺院を書き上げたものである。差出人は景福寺で、あて先は本山の總持寺である。この時は總持寺の使僧慶徳寺(塔司)が派遣され「瑞松山景福禪寺末山之覚」の提出を命じたことがわかる。

第一には景福寺歴代住職がこれらの寺を末寺に編入した時期がわかる史料である。世代順にみると九世伝心一か寺、一一世大桂一か寺、一四世然室二か寺、一六世月閑四か寺、拙僧(一七世宣瓊)三か寺の計一か寺である。第二に「古来より末寺に紛れ御座なく候えども、何れの時代末寺になり候や知れ申さず候」という成立年代不明の寺院は医王寺一か寺で、これまでを合計すると一か寺にのぼる。

③の史料からは一四世〜一七世にいたる時期に末寺に取立てたのが集中しており、これは一六〇〇年代の後半にその成立が集中していると考えてよいと思う。「明治大学教養論集」四六〇号で検討した紀伊国新宮藩の曹洞宗寺院の場合

は一六六〇年～一六七〇年頃に数多くの寺院が開創されていることを指摘したが、ここでみた③の史料もおそらく同様の時期の開創と考えてよいと思う。

この時期、すなわち寛文四年（一六六四）幕府はキリシタンの摘発強化のため全国の大名領ごとに寺社奉行（宗門奉行）を設置することを指示し、一方で大名領ごとに藩の各宗派ごとの触頭寺院を設置した。つまりこの景福寺が姫路藩領の曹洞宗触頭寺院でかつ僧録寺院である。それゆえ①②の史料とは異なり③の史料では僧録の久昌寺が登場しない。

また寛文五年（一六六五）には宗旨人別改帳（戸籍）を村単位で作成させており、この時は檀那寺住職に寺請証文を提出させるとともに宗旨人別改帳に記入された各人の名前の上に檀那寺の宗派と寺名を書き、さらに押印を義務付けている。このような形式は明治三年（一八七〇）までつづけられた。それゆえ村側としては寺院が必要になったのである。地誌や寺院明細帳をみると「百姓寄り合い寺院建立」などと書かれていることが多い。キリシタン摘発のためには村側として早急に寺院が必要となったのである。このような段階でつくられた寺が③の史料にみる寺院である。

次に表をみてみよう。題名を「播磨国姫路景福寺末寺書上」とした。

上段に表示した数字は史料が残されている年代である。下段欄外にその出典を明示した。先述の①②③の史料がこれであると一六三五年・一六三九年・一六九六年の数字で、末寺数合計五九か寺である。しかしもう少し詳しくみると一六三五年段階で三か寺廃寺となっており、一六三九年段階で二か寺廃寺なので、この五か寺を差し引くと一六九六年段階での合計寺院数は五四か寺となる。

一七〇六年段階のものは欄外の史料名に「姫路領」とあるように姫路藩領域のみの書き上げなので、必ずしも景福寺末寺全体との照合は出来ないが、ここでは三二か寺照合することが可能である。

一七四七年の『延享度曹洞宗寺院本末帳』は現存する曹洞宗のものでは最もまとまったものである。これで見ると五

播磨国姫路景福寺末寺書上

	末寺名	郡名	村名	1635	1639	1696	1706	1747	現在	備 考
1	円通寺	神東	酒井	○			○	○	○	
2	善寿庵	神東	砂川	○			○	○	廃寺	
3	福林寺	神東	藪田	○			○	○	○	
4	嶺雲寺	神東	八千種	○			○	○	○	
5	永勝寺	神東	田中	○			○	○	○	
6	福林寺	神東	上瀬賀	○			○	○	○	
7	福泉寺	神東	上牛尾	○			○	○	○	
8	吉祥寺	神東	粟賀	○				○	○	
9	即心庵	神東	上吉富	○				○	○	長泉寺
10	大林寺	神西	小田原	○				○	○	
11	遊泉庵	神西	小田原	○				○	廃寺	涌泉寺
12	林光庵	神西	朝田	○				○	○	林昌寺
13	慶春庵	神西	寺前	×					廃寺	
14	清久寺			○					廃寺	
15	久学寺	加西	上芥田	○					△	円通寺末寺・現存
16	楽法寺	加西	横尾	○				○	○	
17	西福寺	加西	高室	○				○	○	
18	多聞寺	加西	尾崎	○				○	○	
19	明言寺	加西	剣坂	○				○	○	妙嚴寺
20	正禅庵	加西	山下	○				○	○	正禅寺
21	吉祥寺			×					廃寺	
22	善福寺	飾東	姫路	○			○	○	○	
23	安養寺	印南	福居	○			○	○	○	
24	妙泉寺	印南	牛谷	○			○	○	○	
25	福寿庵			×					廃寺	
26	真福寺	印南	宮前	○			○	○	○	
27	東林庵	印南	神木	○			○	○	廃寺	東林寺
28	地藏寺	印南	池尻	○			○	○	○	
29	長楽寺	印南	小畑	○			○	○	○	
30	長慶寺	印南	薬栗	○			○	○	○	
31	清久庵	加古	岡	○			○	○	○	清久寺

47 曹洞宗の近世的寺院の成立 (二)

	末寺名	郡名	村名	1635	1639	1696	1706	1747	現在	備考
32	海久庵	飾東	東山	○			○	○	○	海久寺
33	福田寺	印南	稲屋		○		○	○	○	廃寺
34	泉福寺	加古	今福		○		○	○	○	
35	観音寺	印南	志方		○		○	○	○	
36	円長寺	加古	長砂		○		○	○	○	廃寺
37	延命寺	加古	今福		○		○	○	○	廃寺
38	横倉寺	加古	新在家		○		○	○	○	横蔵寺
39	常住寺	加古	寺家		○		○	○	○	
40	観音寺	加古	池田		○		○	○	○	
41	鳴合寺				×					廃寺
42	威徳院				×					廃寺
43	朝日寺	神東	下瀬賀		○		○	○	○	
44	大通寺	神東	東川辺		○		○	○	○	
45	宝聚寺	神東	屋形		○		○	○	○	宝樹寺
46	護生寺	神西	田中		○		○	○	○	
47	向本寺	神東	柏尾		○		○	○	○	
48	福勝寺	加古	古田			○	○	○	○	
49	永通寺	神東	下牛尾			○	○	○	○	
50	医王寺	飾東	庄			○	○	○	○	
51	常泉寺	加西	中西			○	○	○	○	
52	法幢寺	神東	貝野			○	○	○	○	
53	円福寺	印南	稲屋			○	○	○	○	廃寺
54	常福寺	飾西	山之内			○	○	○	○	
55	總持院	加東	念仏			○	○	○	○	
56	東泉寺					○				廃寺
57	阿弥陀寺	加西	西笠原			○	○	○	○	
58	金剛寺	加西	野条			○	○	○	○	
59	法泉寺	加西	鎮岩			○	○	○	○	宝泉寺
	合計			29	13	12	32	51	44	

参考文献

1635年・1639年・1696年は元禄9年(1696)「播州姫路瑞松山景福寺末寺帳」(祖院文書)

1706年は宝永3年(1706)「播磨国姫路領諸寺院」(祖院文書)

1747年は延享4年(1747)「延享度曹洞宗寺院本末帳」(横浜總持寺文書)(フ・景福寺)

一か寺照合が可能である。この段階で先述の史料からみるとさらに清久寺・東泉寺が廃寺になり、久学寺が曹洞宗ではあるが他の中本山である円通寺の末寺になり、景福寺末寺から抜けていることがわかる。

現在の景福寺末寺数は四四か寺であるので、最盛期の総数が五九か寺であったことからすると約七五%の残存率で、約二五%の改・廃寺率といえる。その廃寺の多くは明治初年の神仏分離・廃仏毀釈政策によるところが大きいと思われる。

以上のことから曹洞宗の近世的寺院の成立期は一六三五年・一六三九年・一六九六年の三つの段階であったことが推定される。これはいずれも幕藩領主のキリシタン禁制政策の時期と照応しており、一七〇〇年以降の新寺院の成立は見られない。このことからいっそう幕藩領主の宗教行政と密接な関係を持ちつつ、寺請証文の作成や宗旨人別改帳の作成とかかわりを持ちながら寺院が開創されたと考えていいと思う。

寺院の開創はすぐれた宗教者や高僧の登場によりその布教活動によって開創された、と寺院の縁起や寺伝あるいは地誌に記されているが、実はそうではなくキリシタン摘発の役割を持つ寺院をむしろ民衆の側が創立し、そこへその地域の有力な寺院から僧侶を受け入れて寺院が成立したと考えるべきである。先述の論文でも触れたように堂庵を村民が寄り合つてとりあえず無住の寺院とし、そこへ寺請証文を作成させるために僧侶を呼び込んでいたのが実態であった。つまり寺請制度の成立を機縁として寺檀の關係が出来、さらにそれが檀家制度の形成につながっていったと考えるべきである。そして寺院側が幕藩領主の権力を背景に強固な檀家制度を形成させたればこそ寺院の経営が安定し、現在に至るまで檀家制度が継続しているものといえる。

一方数は少ないが中世に開創された寺院もある。しかしこれらの寺院も中世後期に開基檀那が没落するとともに寺院の経営は出来なくなり、廃寺となる寺院が多かった。また戦乱の中で火災にあい復興できなかった寺院も数多くみられ

る。それゆえ開基伝承を中世に持つ寺院においても、実際には仏像や梵鐘のみが残り、小さな仏堂や撞鐘堂のみが存在し、無住の寺院も多かったと思われる。中世に成立した寺院に残る過去帳や歴代世牌帳、あるいは若干の史料をみても歴代住職の名前やその没年号すらわからない寺院が多い。このことから中世からの寺院が継続して残っていたとは考えにくい。これらの中世に成立した寺院も寺請制度が施行された一六三〇年以降になると再興あるいは中興と称して復活するのである。このことから開基伝承のみでその寺院の成立年代を推定することは危険である。

ともあれ曹洞宗の近世的寺院の成立は幕藩領主のキリシタン弾圧政策と密接にかかわりを持ちながら一六三〇年代（一六七〇年代頃）にかけてほぼ成立したと考えることが出来る。